

議案第50号

朝来市市道の構造の基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

朝来市市道の構造の基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年6月16日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

新設特定道路の整備に係る参酌基準を定める省令の題名が改正され、本年4月1日から施行されたため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市市道の構造の基準等を定める条例の一部を改正する条例

朝来市市道の構造の基準等を定める条例（平成25年朝来市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条中「構造」の次に「及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第50号資料

朝来市市道の構造の基準等を定める条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(新設特定道路の構造の基準)</p> <p>第4条 高齢者移動等円滑化法第10条第1項に規定する条例で定める基準は、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第116号)で定める基準(福祉のまちづくり条例(平成4年兵庫県条例第37号)第13条第1項に規定する特定施設整備基準(以下「特定施設整備基準」という。))が同令で定める基準を上回る場合にあっては、特定施設整備基準)をもって、その基準とする。</p>	<p>(新設特定道路の構造の基準)</p> <p>第4条 高齢者移動等円滑化法第10条第1項に規定する条例で定める基準は、移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第116号)で定める基準(福祉のまちづくり条例(平成4年兵庫県条例第37号)第13条第1項に規定する特定施設整備基準(以下「特定施設整備基準」という。))が同令で定める基準を上回る場合にあっては、特定施設整備基準)をもって、その基準とする。</p>